

障害者作業施設設置等助成金

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備（以下「作業施設等」といいます。）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から6か月を超える期間が経過しており、作業施設等の設置または整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の配置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき450万円 (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障害者1人につき150万円 (中途障害者の場合は1人につき450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき4,500万円)	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 (中途障害者の場合は1人につき13万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 	

(注) 認定申請書の提出期限：①の助成金…作業施設等の設置または整備に係る契約（発注）予定日の前日まで、かつ雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内
②の助成金…作業施設等の賃借借契約日の翌日から起算して3か月後まで

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております（<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/>）。